厚生労働省 佐賀労働局

Press Release

佐賀労働局発表 令和4年12月23日(金)

【担当】

佐賀労働局職業安定部職業対策課

課 長 白武 和 久 地方障害者雇用担当官 上 河 佳 子

TEL 0952-32-7217 FAX 0952-32-7223

令和4年 障害者雇用状況の集計結果 ~民間企業の実雇用率は9年連続で過去最高を更新~

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率 民間企業の場合は2.3%)以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めています。

佐賀労働局(局長 重河 真弓)では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける令和4年の「障害者雇用状況」について集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

- <民間企業> 法定雇用率 2.3%
 - ○雇用障害者数は10年連続で、実雇用率は9年連続で過去最高を更新
 - ・雇用障害者数は2665.5人、対前年比1.3%(34.0人)増加
 - ・実雇用率 2.76%、対前年比 0.06 ポイント上昇〔全国平均 2.25%、全国 4 位〕
 - ○法定雇用率達成企業の割合は、66.6%
 - ・対前年比1.6ポイント上昇〔全国平均48.3%、全国2位〕 対象企業数641社、達成企業数427社
- <地方公共団体> 法定雇用率 2.6%、県の教育委員会は 2.5%
 - ○県の機関及び教育委員会は、4機関中4機関で法定雇用率達成
 - ・県の機関:雇用障害者数 111.0 人(109.5 人)、実雇用率 2.63%(2.70%)
 - ・県の教育委員会:雇用障害者数 195.5 人 (192.0 人)、実雇用率 2.56% (2.51%)
 - ○市町の機関は、30機関中24機関で法定雇用率達成
 - ・雇用障害者数 273.0人(271.5人)、実雇用率 2.51%(2.55%)
- <独立行政法人等> 法定雇用率 2.6%
 - ○雇用障害者数 20.0 人 (26.0 人)、実雇用率 2.30% (2.88%) で法定雇用率未達成

※()は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業 (43.5人以上規模の企業:法定雇用率2.3%) に雇用されている障害者 の数は 2665.5人で、前年より1.3% (34.0人) 増加し、10年連続で増加した。
- ・ 障害別にみると、身体障害者は 1,470.0人(対前年比3.3%減)、知的障害者は770.0人(同2.5%増)、精神障害者は425.5人(同17.9%増)と、知的障害者及び精神障害者は前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.76%(前年は2.70%)で全国4位、法定雇用率達成 企業の割合は66.6%(同65.0%)で全国2位となった。

[総括表1、グラフ(1)(2)(3)、詳細表1(1)]

〇 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5~100人未満規模企業で681.5人(前年は634.5人)、100~300人未満で919.0人(同924.5人)、300~500人未満で329.5人(同296.5人)、500~1,000人未満で373.5人(同429.0人)、1,000人以上で362.0人(同347.0人)と、100~300人未満及び500~1,000人未満の企業規模で前年より減少した。
- ・ 実雇用率は、43.5~100人未満で3.22%(前年は3.06%)、100~300人未満で2.72%(同2.66%)、300~500人未満で2.46%(同2.32%)、500~1,000人未満で2.83%(同3.05%)、1,000人以上で2.40%(同2.28%)となった。なお、民間企業全体の実雇用率2.76%(同2.70%)と比較すると、43.5~100人未満及び500~1,000人未満規模企業は上回っているが、100~300人未満、300~500人未満及び1,000人以上規模企業は下回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5~100人未満が66.3%(前年は64.4%)、1 00~300人未満が70.0%(同66.5%)、300~500人未満が55.0%(同61.5%)、5 00~1,000人未満が63.6%(同73.9%)、1,000人以上が42.9%(同28.6%)となり、300~500人未満及び500~1,000人未満規模企業で前年より低下したが、それ以外の規模の区分では上昇した。 [グラフ(4)・(5)、詳細表1(2)]

〇 産業別の状況

・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「医療、福祉」の 988.0 人(前年は 944.0 人)が最も多く、「製造業」の 795.5 人(同 809.0 人)、「卸売業、小売業」の 237.0 人(同 237.5 人)と続いている。

・実雇用率は、「生活関連サービス業、娯楽業」で 4.93% (前年は 5.43%)、「医療、福祉」で 3.47% (同 3.35%)、「サービス業」で 3.03% (同 2.88%) が民間企業全体の実雇用率 2.76%を上回った。

〔詳細表 1(3)〕

〇 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和4年の法定雇用率未達成企業は214社。そのうち、不足数が0.5人または1 人である企業(1人不足企業)が154社で、72.0%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(障害者雇用ゼロ企業)は106社で、 未達成企業に占める割合は、49.5%となっている。

〔詳細表 1(4)〕

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.6%)

県の機関に在職している障害者の数は111.0人(109.5人)で、前年より1.4%(1.5人)増加しており、実雇用率は2.63%(2.70%)と、前年に比べ0.07ポイント低下した。

[総括表 2(1)、詳細表 2(1)、4(1)]

(2) 市町の機関(法定雇用率2.6%)

市町の機関に在職している障害者の数は273.0人(271.5人)で、前年より0.6%(1.5人)増加しており、実雇用率は2.51%(2.55%)と、前年に比べ0.04ポイント低下した。

30機関中24機関が達成。

[総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)]

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.5%)

県の教育委員会に在職している障害者の数は 195.5人(192.0人)で、前年より1.8%(3.5人)増加しており、実雇用率は 2.56%(2.51%)と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

[総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)、4 (3)]

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人(法定雇用率2.6%)に雇用されている障害者の数は20.0人で、前年より23.1%(6.0人)低下しており、実雇用率は2.30%(2.88%)と、前年に比べ0.58ポイント低下した。

[総括表3、詳細表3、4(4)]

令和4年6月1日現在における障害者の雇用状況

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎とな る労働者数		③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成企業数	⑤ 達成割合
民間企業	96,735.5人	2,665.5人	2.76%	427/641	66.6%
	(97,554.0人)	(2,631.5人)	(2.70%)	(414/637)	(65.0%)

2. 地方公共団体における在職状況

(1)県の機関(法定雇用率2.6%)

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎とな る職員数		③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成機関数	⑤ 達成割合
県の機関	4,215.5人	111.0 人	2.63%	3/3	100.0%
	(4,063.0人)	(109.5人)	(2.70%)	(2/2)	(100.0%)

(2)市町の機関(法定雇用率2.6%)

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎とな る職員数		③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	10,890.5人	273.0 人	2.51%	24/30	80.0%
	(10,648.0人)	(271.5人)	(2.55%)	(23/30)	(76.7%)

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.5%)

(0) //(*/ 4/	1 + > - > 1 + + + + + + + + + + + + + + + + + +				
区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎とな る職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成機関数	⑤ 達成割合
リの米本チ 早人	7,644.0人	195.5 人	2.56%	1/1	100.0%
県の教育委員会	(7,640.0人)	(192.0人)	(2.51%)	(1/1)	(100.0%)

3. 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.6%)

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎とな る労働者数		③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政 法人	869.5人	20.0 人	2.30%	0/1	0.0%
	(903.0人)	(26.0人)	(2.88%)	(1/1)	(100.0%)

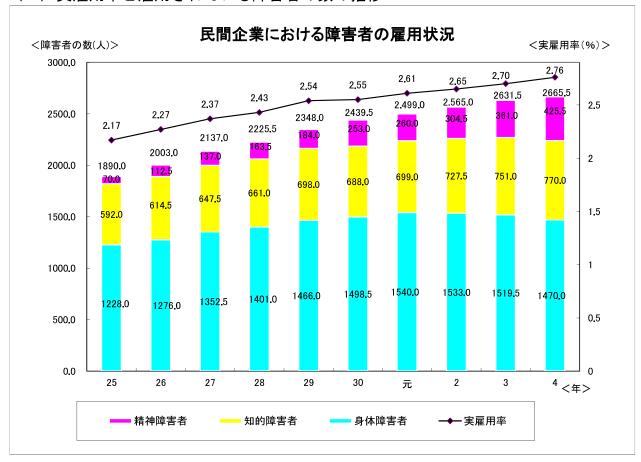
- 注 1. 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員 数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得 た数)を除いた職員数である。
 - 2. 2の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 3. 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間 勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブ ルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(令和元年6月2日以降に採用された者または令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

- 4. 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5. ()内は、前年6月1日現在の数値である。
- 6. 市町の機関には、市町の教育委員会(法定雇用率2.5%が適用される教育委員会を除く)を含むものである。
- 7. 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



<法定雇用率> 2.0% 2.2% 2.3% 1.80%

注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年4月から平成30年3月までは50人以上規模、平成30年4月から令和3年 までは45.5人以上規模、令和3年3月以降は43.5人以上規模の企業)についての集計である。。

注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者

身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)

重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年度以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

知的障害者である短時間労働者

(知的労働者である短時間労働者は0.5人でカウント)

精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

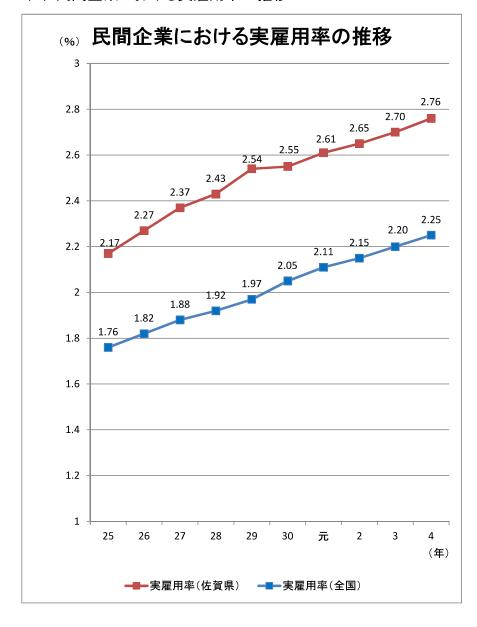
平成30年度以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

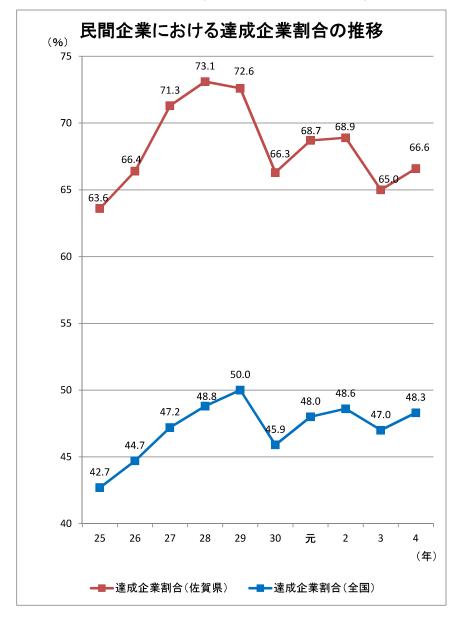
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3: 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成30年3月までは2.0%、平成30年4月から令和3年2月までは2.2%、令和 3年3月以降は2.3%となっている。

(2) 民間企業における実雇用率の推移

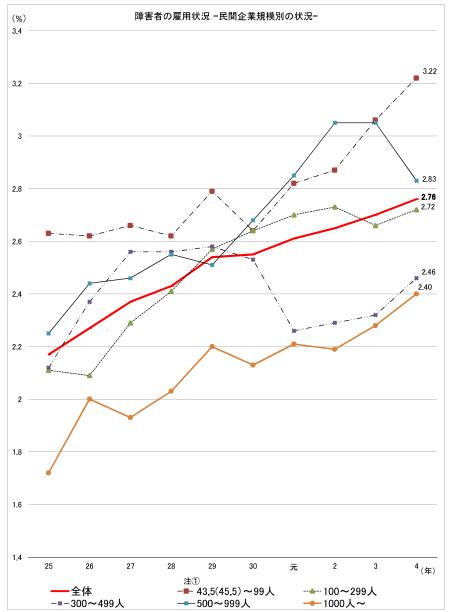


(3) 民間企業における法定雇用率達成企業割合の推移



(4)企業規模別実雇用率

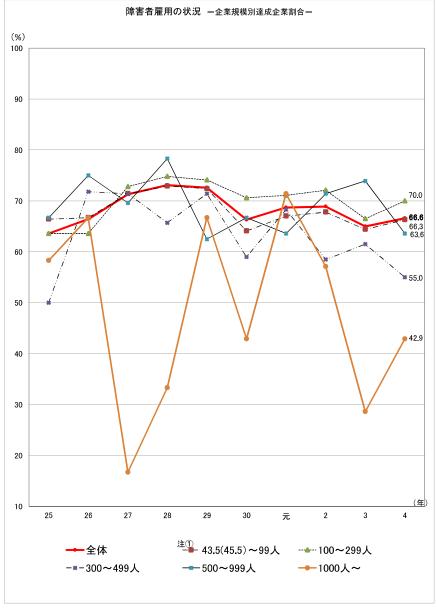
各年6月1日現在



- 注① 平成24年までは、56~100人未満
- 注① 平成29年までは、50~100人未満
- 注① 令和2年2月末迄は、45.5~100人未満

(5) 企業規模別達成企業割合





- 注① 平成24年までは、56~100人未満
- 注① 平成29年までは、50~100人未満
- 注① 令和2年2月末迄は、45.5~100人未満

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

- 一般の民間企業 ······ 2.3%
○ 民間企業 ····· (43.5人以上規模の企業)

特殊法人等 ……………… 2.6%

「労働者数38.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等

- - ※()内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回 らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、 1人分としてカウントされる。
 - ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率2.3%)

(1) 概況

①概況

	1	2			③障害	者の数			4	5	6
区分	企業数		障害者及び 重度知的障 害者	障害者及び 重度知的障 害者である短	の身体障害 者、知的障害 者及び精神	の身体障害	$C+D\times0.5$	F. うち新規 雇用分	実雇用率 E÷②×100	法定雇用率 達成企業の 数	法定雇用率 達成企業の 割合
民間企業	企業 641	人 96,735.5	人 463	人 92	人 1,522	人 251	人 2,665.5	人 233.0	2.76	企業 427	66.6
(2. 3%)	(637)	(97,554.0)	(484)	(87)	(1,454)	(245)	(2,631.5)	(231.0)	(2.70)	(414)	(65.0)

[1.(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められ職種が相当の割合を占める業種について定められた率を 乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。

- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - ①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
 - ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

9 14 11	1/4/	1			②身体障	生老の粉					⊙ knihA k±	中土の米				(1)	精神障害者の	**	
		T)			② 牙 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	音有の剱					(3)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	害者の数				4)	有忡障音有り)	
	1	障害者の	a.重度身体障	b. 重度	c. 重度以外	d. 重度以外	e. 計		a.重度知的	b. 重度	c. 重度以外	d. 重度以外	e. 計		c.精神障害	d. 精神障害	e. dのうち、	f. 計	
	ż	≵ ∀	害者	身体障害者	の身体障害	の身体障害	$a \times 2 + b + c$	f. うち新規	障害者	知的障害者	の知的障害	の知的障害	$a \times 2 + b + c$	c 5 + 40 HH	者	者である短	(注5)に該	$c+(d-e)\times$	2.4. dr. 40
区分	^ ا	200	н н	である短時	老	者である短	$+d\times0.5$	1. りり	T II	である短時	李	者である短	$+d\times0.5$	1. りり	-	時間労働者	当まる老	0.5+e	g. うち新規
					18		1 u × 0.5	雇用分			18			雇用分		可則刀勵汨	3 3 3 4	0.516	雇用分
				間労働者		時間労働者				間労働者		時間労働者							
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人
	ша	2,665.5	340	56	685	98	1,470.0	92.5	123	36	442	92	770.0	47.0	308	148	87	425.5	93.5
民間企業	疟	_,000.0	0.10		000		2,2.0.0	02.0	120	00		0.2		1		1 10		120.0	00.0
(2.3%	.)	(2,631.5)	(355)	(40)	(711)	(99)	(1,519.5)	(105.5)	(129)	(38)	(408)	(94)	(751.0)	(43.5)	(241)	(146)	(94)	(361.0)	(82.0)
		(2,031.3)	(333)	(49)	(711)	(99)	(1,019.0)	(105.5)	(129)	(30)	(400)	(94)	(731.0)	(43.3)	(241)	(140)	(94)	(301.0)	(04.0)

[1.(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 - ①令和元年6月2日以降に採用された者であること
 - ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。
 - なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況 ① 概況

① 饿沉											
	1	2			③障害	者の数			4	5	6
区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び 重度知の 事度を 事時間労働 者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者 (注4)	D.重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短時 間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分	E÷2×100	達成企業数	法定雇用率 達成企業の 割合
	企業		人	人	人	人	人	人	%	企業	%
規模計	641	96,735.5	463	92	1,522	251	2,665.5	233.0	2.76	427	66.6
	(637)	(97,554.0)	(484)	(87)	(1,454)	(245)	(2,631.5)	(231.0)	(2.70)	(414)	(65.0)
43.5~100人未満	335	21,191.5	93	28	415	105	681.5	80.0	3.22	222	66.3
43.5 100人不個	(326)	(20,730.0)	(101)	(29)	(365)	(77)	(634.5)	(64.0)	(3.06)	(210)	(64.4)
100~300人未満	237	33,823.5	158	38	524	82	919.0	65.5	2.72	166	70.0
100 3007(7)(4)(4)	(242)	(34,784.0)	(160)	(37)	(522)	(91)	(924.5)	(62.5)	(2.66)	(161)	(66.5)
300~500人未満	40	13,421.5	63	4	189	21	329.5	26.0	2.46	22	55.0
300 300/(/(বাল	(39)	(12,782.0)	(65)	(5)	(154)	(15)	(296.5)	(26.0)	(2.32)	(24)	(61.5)
500~1,000人未満	22	13,217.0	72	9	206	29	373.5	27.5	2.83	14	63.6
300 1,000)C/ICIM	(23)	(14,049.5)	(83)	(8)	(230)	(50)	(429.0)	(49.0)	(3.05)	(17)	(73.9)
1,000人以上	7	15,082.0	77	13	188	14	362.0	34.0	2.40	3	42.9
1,000/02/2	(7)	(15,208.5)	(75)	(8)	(183)	(12)	(347.0)	(29.5)	(2.28)	(2)	(28.6)

注 [1.(1)①表の注]と同じ

②障害種別雇用状況

	/TI 1/\{\frac{1}{2}\L																	
	1			②身体障	害者の数					③知的障	害者の数				4	精神障害者の)数	
区分	障害者の 数		b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者		f. うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	c.精神障害 者		e.dのうち、 (注5)に該 当する者	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規 雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人
規模計	2,665.5	340	56	685	98	1,470.0	92.5	123	36	442	92	770.0	47.0	308	148	87	425.5	93.5
	(2,631.5)	(355)	(49)	(711)	(99)	(1,519.5)	(105.5)	(129)	(38)	(408)	(94)	(751.0)	(43.5)	(241)	(146)	(94)	(361.0)	(82.0)
43.5~100人未満	681.5	56	18	141	42	292.0	/	37	10	149	43	254.5	/	65	80	60	135.0	/
43.5 ~ 100人不同	(634.5)	(59)	(15)	(149)	(37)	(300.5)	/	(42)	(14)	(125)	(32)	(239.0)	/	(34)	(65)	(57)	(95.0)	/
100~300人未満	919.0	118	18	263	35	534.5] /	40	20	148	28	262.0] /	104	28	9	122.5	/
100 ~ 300 人人不何何	(924.5)	(118)	(18)	(278)	(35)	(549.5)	/	(42)	(19)	(144)	(35)	(264.5)	/	(91)	(30)	(9)	(110.5)	/
300~500人未満	329.5	47	3	98	9	199.5] /	16	1	50	9	87.5] /	37	7	4	42.5	/
300~300人未何	(296.5)	(53)	(4)	(91)	(12)	(207.0)] /	(12)	(1)	(32)	(2)	(58.0)	/	(27)	(5)	(4)	(31.5)] /
500~1,000人未満	373.5	54	7	92	7	210.5] /	18	2	43	6	84.0] /	59	28	12	79.0	/
500 -1,000人水側	(429.0)	(59)	(6)	(99)	(9)	(227.5)] /	(24)	(2)	(56)	(22)	(117.0)] /	(56)	(38)	(19)	(84.5)] /
1,000人以上	362.0	65	10	91	5	233.5]/	12	3	52	6	82.0]/	43	5	2	46.5]/
1,000/08/1	(347.0)	(66)	(6)	(94)	(6)	(235.0)	V	(9)	(2)	(51)	(3)	(72.5)	V	(33)	(8)	(5)	(39.5)	V

注 [1.(1)②表の注]と同じ

(3) 産業別の雇用状況 ① 概況

_ ① 概況											
	1	2			③障害	者の数			4	5	6
区分	企業数	法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数	A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者 (注4)	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分	実雇用率 E÷②×100	法定雇用率達成企業数	法定雇用率 達成企業の 割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	641	96,735.5	463	92	1,522	251	2,665.5	233.0	2.76	427	66.6
	(637)	(97,554.0)	(484)	(87)	(1,454)	(245)	(2,631.5)	(231.0)	(2.70)	(414)	(65.0)
建設業	26	3,095.5	20	3	38	2	82.0	4.0	2.65	22	84.6
注 以未	(26)	(3,085.0)	(23)	(1)	(38)	(1)	(85.5)	(6.0)	(2.77)	(21)	(80.8)
製造業	180	30,739.5	164	7	450	21	795.5	39.0	2.59	124	68.9
	(181)	(31,370.5)	(176)	(12)	(434)	(22)	(809.0)	(53.5)	(2.58)	(122)	(67.4)
情報通信業	15	1,829.5	10	0	8	0	28.0	4.0	1.53	6	40.0
旧水地口米	(12)	(1,574.0)	(11)	(0)	(5)	(0)	(27.0)	(0.0)	(1.72)	(5)	(41.7)
運輸業, 郵便業	40	4,986.0	26	4	57	2	114.0	13.0	2.29	25	62.5
左而未, 异戊木	(39)	(5,128.5)	(21)	(3)	(56)	(2)	(102.0)	(6.5)	(1.99)	(20)	(51.3)
卸売業, 小売業	85	10,175.5	40	10	135	24	237.0	10.0	2.33	52	61.2
appent, Them	(87)	(10,381.0)	(46)	(8)	(125)	(25)	(237.5)	(15.5)	(2.29)	(52)	(59.8)
金融業,保険業	12	3,202.5	12	1	35	1	60.5	4.0	1.89	5	41.7
	(11)	(3,257.5)	(11)	(1)	(34)	(1)	(57.5)	(5.0)	(1.77)	(3)	(27.3)
不動産業,物品賃	4	408.0	0	0	2	0	2.0	0.0	0.49	1	25.0
貸業	(5)	(450.5)	(0)	(0)	(3)	(0)	(3.0)	(0.0)	(0.67)	(2)	(40.0)
学術研究, 専門・ 技術サービス業	8	509.5	0	0	3	2	4.0	0.0	0.79	2	25.0
技術サービク業	(10)	(695.0)	(1)	(1)	(5)	(1)	(8.5)	(2.0)	(1.22)	(5)	(50.0)
宿泊業,飲食サー ビス業	9	710.0	3	1	9	5	18.5	1.0	2.61	6	66.7
しへ来	(7)	(625.0)	(3)	(1)	(9)	(5)	(18.5)	(0.0)	(2.96)	(5)	(71.4)
生活関連サービス 業, 娯楽業	15	1,035.5	8	2	32	2	51.0	4.0	4.93	9	60.0
未, %未未	(16)	(1,068.5)	(11)	(2)	(32)	(4)	(58.0) 10.5	(0.0)	(5.43) 0.77	(10)	(62.5) 26.7
教育, 学習支援業	15	1,362.0	1	1	•	1				4	
	(13) 178	(1,261.0) 28,463.5	(4) 132	(0)	(8) 583	(1) 174	(16.5) 988.0	(1.0) 132.5	(1.31) 3.47	(5) 131	(38.5) 73.6
医療,福祉											
	(174)	(28,179.0) 3,522.5	(132) 13	(53)	(542) 48	(170) 0	(944.0) 74.0	(111.5) 4.0	(3.35)	(125) 3	(71.8) 60.0
複合サービス事業	(5)	(3,555.5)	(12)	(0)	(43)	(1)	(67.5)	(1.0)	(1.90)	(3)	(60.0)
	(5) 44	6,418.0	34	9	109	17	194.5	17.5	3.03	34	77.3
サービス業	(46)	(6,638.5)	(33)	(5)	(114)	(12)	(191.0)	(29.0)	(2.88)	(33)	(71.7)
	(40)	278.0	0	0	6	0	6.0	0.0	2.16	3	60.0
その他の産業	(5)	(284.5)	(0)	(0)	(6)	(0)	(6.0)	(0.0)	(2.11)	(3)	(60.0)
734	(0)		(0)	L (0)	L (0)	L (0)	(0.0)	(0.0)	(2.11)	(3)	(00.0)

注 [1.(1)①表の注〕と同じ その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

の暗宝種別	िन्त्र ।	田中田	

	1			②身体障等						③知的障	賃害者の数					精神障害者の	数	
区分	障害者の数	a.重度身体障 害者	b. 重度 身体障害者 である短時間 労働者	の身体障害	d. 重度以外 の身体障害 者である短時 間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度 知的障害者 である短時間 労働者	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短時 間労働者	e. #h a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	者	間労働者	e.dのうち、 (注5)に該当 する者	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規雇 用分
産業計	人 2,665.5 (2,631.5)	人 340 (355)		人 685 (711)	98	人 1,470.0 (1,519.5)	人 92.5 (105.5)	人 123 (129)	人 36 (38)	442	人 92 (94)	人 770.0 (751.0)	人 47.0 (43.5)	人 308 (241)	人 148 (146)	87 (94)	人 425.5 (361.0)	人 93.5 (82.0)
建設業	82.0 (85.5)	18 (21)	3 (1)	33 (34)	2 (1)	73.0 (77.5)	4.0 (6.0)	2 (2)	0 (0)	_	0 (0)	5.0 (5.0)	0.0 (0.0)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	4.0 (3.0)	0.0 (0.0)
製造業	795.5 (809.0)	112 (124)	3 (7)	197 (198)		429.5 (458.5)	15.5 (19.0)	52 (52)	4 (5)		6 (8)		13.5 (14.5)	100 (97)	6 (6)	2 (3)	104.0 (101.5)	10.0 (20.0)
情報通信業	28.0 (27.0)	10 (11)	0 (0)	(3)		22.0 (25.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	_	0 (0)		0.0 (0.0)	6 (1)	0 (1)	0 (1)	6.0 (2.0)	4.0 (0.0)
運輸業, 郵便業	114.0 (102.0)	25 (20)				99.0	12.0 (3.5)	1 (1)	1 (1)	5	0	8.0	0.0 (1.0)	6 (4)	1 (1)	1 (1)	7.0 (5.0)	1.0 (2.0)
卸売業, 小売業	237.0 (237.5)	27 (33)	6 (4)	67 (64)	11 (13)	132.5 (140.5)	5.0 (11.0)	13 (13)	4 (4)		8 (10)		0.5 (1.5)	26 (22)	11 (5)	6 (3)	34.5 (26.0)	4.5 (3.0)
金融業,保険業	60.5 (57.5)	12 (11)	1 (1)	27 (28)		52.0 (51.0)	3.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	_	1 (1)	2.5 (2.5)	0.0 (0.0)	5 (4)	1 (0)	1 (0)	6.0 (4.0)	1.0 (2.0)
不動産業,物品賃貸業	2.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)		2.0 (3.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	· ·	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
学術研究, 専門・ 技術サービス業	4.0 (8.5)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	_	1.0 (4.5)	0.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	_	0 (0)		0.0 (0.0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	3.0 (3.0)	0.0 (0.0)
宿泊業,飲食サービス業	18.5 (18.5)	3 (3)	1 (1)	6 (5)	_	14.0 (13.5)	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1.5 (1.5)	0.0 (0.0)	1 (1)	3 (3)	1 (2)	3.0 (3.5)	0.0 (0.0)
生活関連サービス 業,娯楽業	51.0 (58.0)	1 (2)	1 (0)	5 (6)		8.5 (11.0)	1.0 (0.0)	7 (9)	1 (2)	21 (24)	0 (1)		0.0 (0.0)	2 (1)	5 (2)	4 (1)	6.5 (2.5)	3.0 (0.0)
教育,学習支援業	10.5 (16.5)	1 (4)	1 (0)	6 (7)		9.5 (15.5)	0.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	I -	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)
医療, 福祉	988.0 (944.0)	94 (90)	32 (29)	216 (230)	57 (58)	464.5 (468.0)	40.5 (41.5)	38 (42)	22 (24)	172 (147)	68 (67)	304.0 (288.5)	28.0 (21.0)	126 (83)	118 (127)	69 (82)	219.5 (187.5)	64.0 (49.0)
複合サービス事業	74.0 (67.5)	10 (10)	0 (0)	31 (31)	0 (1)	51.0 (51.5)	1.0 (1.0)	3 (2)	0 (0)		0 (0)	11.0 (8.0)	1.0 (0.0)	12 (8)	0 (0)	0 (0)	12.0 (8.0)	2.0 (0.0)
サービス業	194.5 (191.0)	27 (25)	5 (3)	42 (48)	9 (6)	105.5 (104.0)	9.5 (17.5)	7 (8)	4 (2)	48 (52)	8 (6)		4.0 (5.5)	16 (13)	3 (1)	3 (1)	19.0 (14.0)	4.0 (6.0)
その他の産業	6.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0	6.0 (6.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0.0	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

注 [1. (1)②表の注〕と同じ その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

E /	①法定雇用率		2	不 足	数					③障害者の数が
区分	未達成企業数	0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上20人 以下	20.5人以上50人 以下	50.5人以上	0人の企業数
規模計	214	154	36	15	7	2	0	0	0	106
<i>八</i> 兄1矢 p l	(100.0%)	(72.0%)	(16.8%)	(7.0%)	(3.3%)	(0.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(49.5%)
43.5人~100人未満	113	107	6	0	0	0	0	0	0	90
43.3人~100人人個	(100.0%)	(94.7%)	(5.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(79.7%)
100~300人未満	71	39	23	7	2	0	0	0	0	15
100~300八木個	(100.0%)	(54.9%)	(32.4%)	(9.9%)	(2.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(21.1%)
200- 500 / 土港	18	4	5	6	1	2	0	0	0	1
300~500人未満	(100.0%)	(22.2%)	(27.8%)	(33.3%)	(5.6%)	(11.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.6%)
500-1000 土港	8	4	1	2	1	0	0	0	0	0
500~1,000人未満	(100.0%)	(50.0%)	(12.5%)	(25.0%)	(12.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
1,000 / 17 /	4	0	1	0	3	0	0	0	0	0
1,000人以上	(100.0%)	(0.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(75.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)

⁽注)1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

^{2.}②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数です。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.6%)

① 概況

区分	機関数		障害者及び 重度知的障 害者	害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神		A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規 雇用分	① 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合
県の機関	機関 3	4, 215. 5	27 [^]	5 5	47 [^]	10 ^人	111.0	15. 0 [^]	2. 63	機関 3	100. 0
	(2	4, 063. 0	29	3	45	7	109. 5	8. 5	2. 70	2	100.0)

- [2(1)①表の注] 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相 当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数
- 2. ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の 計を算出するに当たり0.5カウントしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分と してカウントしている。

- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時 間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含
- ○令和元年6月2日以降に採用された者であること。 ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当し ない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた 6 F欄の口ら新规雇用が引いて利3年0月2日から室相4年0月1日までの1年间に障害者数である。
 7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職狀況

	1			②身体	障害者の数					③知的 障	賃害者の数				(①精神障害者	の数	
	障害者の数	a.重度身体	b. 重度身	c. 重度以	d. 重度以	e. 計		a.重度知的	b. 重度知	c. 重度以	d. 重度以	e. 計		c.精神障害			f. 計	
区分		障害者	体障害者で	外の身体障	外の身体障	a×2+b+c+		障害者	的障害者で	外の知的障	外の知的障	a×2+b+	f. うち新規雇	者	害者である	e. dのうち、	c+((d-e)×	g. うち新規雇
			ある短時間	害者	害者である		雇用分		ある短時間		害者である	c+d×0.5	用分		短時間勤務 ^磁 星	(注5)に該	0.5)+e	用分
			勤務職員		短時間勤務 職員				勤務職員		短時間勤務 職員				職員	当する職員		
					1945只						144.74							
) A	. 人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
県の機関	111.0	27	5	29	9	92.5	9.0	0	0	1	1	1.5	1.0	16	1	1.0	17.0	5.0
	(109.5	(28)	(3)	(31)	(5)	(92.5)	(6.5)	(1)	(0)	(0)	(2)	(3.0)	(0.0)	(14)	(0)	(0.0)	(14.0)	(2.0)
	,	/	- /	, /	, - /	, ,=,, ,	, ,,	, - /		. ,	- /	, ., .,	,	/	, - ,	,	,	,

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄のの計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、「欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
- 5 ①令和元年6月2日以降に採用された者であること
 - ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町の機関(法定雇用率2.6%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	障害者及び 重度知的障 害者		C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者(注4)	軍害者の数 D.重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員 (注5)	$A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇 用分		⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
市町の機関	機関 30	10, 890. 5	人 64	人 4	人 129	人 24	273. 0	人 18. 5	2. 51	機関 24	% 80. 0
	(30)	(10, 648. 0)	(62)	(7)	(127)	(27)	(271.5)	(33.5)	(2.55)	(23)	(76.7)

注 [2(1)①の表の注]と同じ

② 障害種別在職状況

② 降音性/	7711工4队4人7儿																	
	1			②身1	本障害者の数					③知的	障害者の数					④精神障害者	†の数	
	障害者の数	a. 重度身体障	b. 重度身	c. 重度以外	d. 重度以外の	e. 計		a.重度知的	b. 重度知的	c. 重度以外	d. 重度以外の	e. 計		c.精神障害者	d. 精神障害		f. 計	
		害者	体障害者で	の身体障害	身体障害者で	$a \times 2 + b + c + d$	f. うち新規雇用	障害者	障害者である	の知的障害	知的障害者で	$a \times 2 + b + c +$	f. うち新規雇		者である短時	e. dのうち、	$c + (d-e) \times 0.5 + e$	g. うち新規雇用
区分			ある短時間勤	者	ある短時間勤	$\times 0.5$	分		短時間勤務職	者	ある短時間勤		用分			(注5)に該当		分
			務職員		務職員				員		務職員		,			する職員		
	人	Д		人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人
			ļ	Į.		•]				ļ	ļ		ļ		Į.	<u> </u>		
士田の松田	070 0	60		00	20	232. 0	11 5	4	^			0.0	0.0	20		_	22.0	7.0
市町の機関	273. 0	63	4	92	20	232. 0	11.5		U	4	4	8.0	0.0	28	5	9	33. 0	7.0
	(271.5)	(62)	i (5)	(93)	(23)	(233.5)	(23.5)	(0)	(2)	(3)	(3)	(6.5)	(0.0)	(26)	(6)	i , 5)	(31.5)	(10.0)
	(211.0)	(02)	()	(33)	(20)	(200.0)	(20.0)	(0)	(2)	(3)	()	(0.5)	(0.07	(20)	(0)	, ,	(31.3)	(10.0)
										1								

注 [2(1)②の表の注]と同じ

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.5%)

概況

区分	機関数	数の算定の基礎と	障害者及び	害者及び重度	C. 重度以外の身 体障害者、知的障 害者及び精神障 害者(注4)		A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分		達成機関の	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
県の 教育委員会	機関 1 (1)	7, 644. 0 (7, 640. 0)	54 (51)	0 (0)	87 (89)	1 (2)	195.5 (192.0)	13.0 (22.0)	2.56 % (2.51)	機関 1 (1)	100.0

注 [2(1)①の表の注〕と同じ

② 障害種別在職状況

	(])			②身体	障害者の数					③知的障	[害者の数					④精神障害者の)数	
	障		a.重度身体障	b. 重度身体	c. 重度以外の				a.重度知的障		c. 重度以外の	d. 重度以外の	e. 計			d. 精神障害者		f. 計	
区分							a×2+b+c+d	f. うち新規雇	害者		知的障害者	知的障害者で	a×2+b+c+	f. うち新規雇		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	e. dojt,	$c+(d-e)\times$	g. うち新規雇
				短時間勤務職		ある短時間勤	× 0.5	用分		短時間勤務職		ある短時間勤	d×0.5	用分		勤務職員	(注5)に該当	0.5+e	用分
				貝		務職員				貝		務職員					する職員		
		Д	Д	Д	Y	Y	У	Д	Д	Д	Д	, <u> </u>	Д	Д	λ	J	, ,	J	人
県の		195.5	54	0	50	1	158.5	6.0	0	0	6	0	6.0	1.0	31	0	0.0	31.0	6.0
教育委員会	((192.0)	(51)	(0)	(57)	(2)	(160.0)	(11.0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(5.0)	(2.0)	(27)	(0)	(0.0)	(27.0)	(9.0)

注 [2(1)②の表の注〕と同じ

3. 地方独立行政法人における雇用状況

地方独立行政法人(法定雇用率2.6%)

① 概況

区分	機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数	障害者及び 重度知的障	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	の身体障害 者、知的障	D.重度以外 身体障害者	+D×0.5	F. うち新規雇用 分	E÷2×100	達成法人の	⑥ 法定雇用率 達成法人の 割合
	1	869. 5	3	2	12	0	20.0	0. 0	2. 30	0	0. 0
地方独立行政法人	(1)	(903.0)	(6)	(2)	(12)	(0)	(26.0)	(0.0)	(2.88)	(1)	(100.0)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が 就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた平を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当た りグブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5 人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。 4 C欄の特种障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

- 4 (欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいず力かに該当する者を含む。
 ①令和元年6月2日以底に採用された者であること。
 ②令和元年6月2日以前に採用された者で、同日以後に精神障害者保軽福祉手帳を取得したが考であること。
 ②帰和市神障者である辺時間労働を主は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当であること。
 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に履い入れられた障害者数である。
 7 () 内は令和3年6月1日現在の数値である。
 なお、精神障害者は予凍が年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

	1	,			②身体[管害者の数					③知的障	誓害者の数				(4	1)精神障害者の	数	
区分	障害者の数		害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働 者	の身体障害	d. 重度以外 の身体障害 者である短時 間労働者	a×2+b+c+	f. うち新規雇 用分	害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働 者	の知的障害 者		a×2+b+c+	f. うち新規雇 用分		者である短時 間労働者	e. dのうち、 (注5)に該当 する職員	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規雇 用分
地方独立行	1	20. 0	3	2	10	0	18.0	0.0	0	0	1	0	1.0	0.0	1	0	0	1.0	0.0
政法人		26.0)	(6)	(2)	(10)	(0)	(24.0)	(4.0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1.0)	(1.0)	(1)	(0)	(0)	(1.0)	(0.0)

- 注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄のの計である。
 - 2 ②③ a 欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
 - 3 ②③ d 欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに①e欄 (注5 参照) に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、 f 欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
 - 4 ②③の a 欄及び④の c 欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③の b 、d 欄及び④の d 欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
 - 5 e欄の職員とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 - ①令和元年6月2日以降に採用された者であること

 - ①中旬元年9月2日以外に大林行された合で、同日以後に精神障害各保健福祉手帳を取得した者であること ②令旬元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害各保健福祉手帳を取得した者であること 6 ②②1権及び④綱の「うち新規雇用分」は全和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。 7 () 内は全和3年6月1日現在の数値である。
- ※「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

4 地方公共団体の各機関の状況

(1) 県の機関の状況 (法定雇用率2.6%)

区分	項目	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合	計	4,215.5	111.0	2.63	0.0	
佐賀県知事部局		3,817.5	99.5	2.61	0.0	
佐賀県警察本部		351.5	10.5	2.99	0.0	
佐賀県競馬組合		46.5	1.0	2.15	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。 また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(令和元年6月2日以降に

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(令和元年6月2日以降に採用された者または令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町の機関の状況(法定雇用率2.6%)

項 目 区 分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	10,890.5	273.0	2.51	16.0	
佐賀市(特例認定)	2,493.0	72.0	2.89	0.0	注4
唐津市(特例認定)	1,685.0	44.0	2.61	0.0	注4
鳥栖市(特例認定)	735.5	15.0	2.04	4.0	注4
多久市 (特例認定)	427.5	14.0	3.27	0.0	注4
伊万里市(特例認定)	736.0	20.0	2.72	0.0	注4
武雄市 (特例認定)	588.5	15.5	2.63	0.0	注4
鹿島市 (特例認定)	426.0	10.0	2.35	1.0	注4
小城市	318.5	5.0	1.57	3.0	
嬉野市	274.0	8.0	2.92	0.0	
神埼市(特例認定)	461.5	5.0	1.08	6.0	注4
吉野ヶ里町(特例認定)	188.5	4.0	2.12	0.0	注4
基山町	190.5	5.0	2.62	0.0	
上峰町(特例認定)	115.5	3.0	2.60	0.0	注4
みやき町	296.0	7.0	2.36	0.0	
玄海町	137.0	3.0	2.19	0.0	
有田町	180.0	4.0	2.22	0.0	
大町町	84.0	2.0	2.38	0.0	
江北町	104.5	2.0	1.91	0.0	
白石町(特例認定)	241.0	6.0	2.49	0.0	注4
太良町	189.0	4.0	2.12	0.0	
佐賀市上下水道局	148.5	4.0	2.69	0.0	
伊万里·有田地区医療福祉組合 伊万里有田共立病院	188.0	4.0	2.13	0.0	
佐賀東部水道企業団	78.5	2.5	3.18	0.0	
佐賀中部広域連合	61.5	1.0	1.63	0.0	
小城市教育委員会	172.5	8.0	4.64	0.0	
嬉野市教育委員会	115.0	2.0	1.74	0.0	
みやき町教育委員会	73.0	0.0	0.00	1.0	
江北町教育委員会	50.0	1.0	2.00	0.0	
佐賀西部広域水道企業団	71.0	0.0	0.00	1.0	
伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里・有田地区特別養護老人ホームくにみ	61.0	2.0	3.28	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
 - 及り重度が同時告省については、法律工、「八を2八に相当するものとしてタブルカリンドしている。 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 - 4 注4の機関は、特例認定を受けている。 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の 認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
佐賀市	佐賀市教育委員会
唐津市	唐津市教育委員会
鳥栖市	鳥栖市教育委員会
多久市	多久市教育委員会
伊万里市	伊万里市教育委員会
武雄市	武雄市教育委員会
鹿島市	鹿島市教育委員会
神埼市	神埼市教育委員会
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町教育委員会
上峰町	上峰町教育委員会
白石町	白石町教育委員会

(3) 県の教育委員会の状況(法定雇用率2.5%)

区分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
佐賀県教育委員会	7,644.0	195.5	2.56	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(令和元年6月2日以降に採用された者または令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 地方独立行政法人の状況(法定雇用率2.6%)

項 目 区 分	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者 数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	869.5	20.0	2.30	2.0	

- ※ 佐賀県医療センター好生館においては、11月1日時点において、障害者の数23.5人、実雇用率2.70%、不足数0.0人となっている。
- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(令和元年6月2日以降に採用された者または令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

5 民間企業における都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、 その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数		
全国	2. 25	0.05	48. 3	1.3	52,007	/	107, 691
北海道	2. 44	0. 07	51. 3	1. 2	2, 015	/	3, 928
青森	2. 41	0.05	55. 0	1. 4	572	/	1, 040
岩手	2. 38	0. 01	58. 9	0. 1	624	/	1,060
宮城	2. 21	0.00	50. 2	△0.5	810	/	1, 615
秋田	2. 29	0. 08	62. 0	2. 3	502	/	810
山形	2. 18	0. 07	54. 3	3.8	529	/	974
福島	2. 19	0.05	54. 3	1. 3	825	/	1,520
茨城	2. 20	0. 03	49.8	0. 5	849	/	1, 704
栃木	2. 38	0. 12	56. 8	2. 4	773	/	1, 361
群馬	2. 21	0. 02	54. 3	△0.8	925	/	1, 703
埼玉	2. 37	0.05	48.8	1. 0	1,821	/	3, 734
千葉	2. 22	0. 07	50. 2	1. 2	1, 423	/	2,834
東京	2. 14	0.05	32. 5	1.6	7,520	/	23, 108
神奈川	2. 20	0.04	45.8	1. 2	2, 308	/	5, 043
新潟	2. 23	0. 03	57. 2	0.6	1, 163	/	2, 033
富山	2. 24	0.06	55. 9	1.8	599	/	1,072
石川	2. 37	△0. 08	54. 4	1.0	631	/	1, 160
福井	2. 48	△0.05	58. 2	0.6	449	/	771
山梨	2. 20	0.04	58. 6	1. 3	377	/	643
長野	2. 32	0. 03	58. 1	1. 3	1,029	/	1,772
岐阜	2. 35	0.10	55. 1	0.3	921	/	1,673
静岡	2. 32	0.04	53. 3	1.4	1,678	/	3, 149
愛知	2. 19	0.05	48. 6	2. 1	3, 293	/	6, 781
三重	2. 42	0.06	59. 1	2. 2	752	/	1, 273
滋賀	2. 46	0. 13	58. 6	4. 6	544	/	928
京都	2. 31	0.03	52. 1	1. 2	1,028	/	1, 975
大阪	2. 25	0.04	44. 6	1.6	3, 874	/	8, 691
兵庫	2. 28	0. 03	50. 5	1.0	1,818	/	3, 598
奈良	2. 91	0. 03	64. 1	2. 6	448	/	699
和歌山	2.54	0.05	63. 0	1.9	405	/	643
鳥取	2. 39	△0. 04	60. 3	0.2	292	/	484
島根	2.69	0.02	67. 6	△0. 4	415	/	614
岡山	2. 54	0.00	54. 3	3. 2	831	/	1, 531
広島	2. 38	0.08	49. 5	1. 5	1, 225	/	2, 474
山口	2.68	0.08	56. 6	0.3	546	/	965
徳島	2. 34	0.08	61. 3	1.1	333	/	543
香川	2. 16	0.02	56. 0	1.4	494	/	882
愛媛	2. 38	0. 09	51.9	3. 0	558	/	1,076
高知	2. 42	△0. 13	62. 3	1. 1	340	/	546
福岡	2. 29	0. 08	50.8	0.9	2,094	/	4, 123
佐賀	2. 76	0.06	66. 6	1.6	427	/	641
長崎	2.80	0. 16	62. 4	2. 5	643	/	1,031
熊本	2. 47	0.06	57. 3	0.8	757	/	1, 321
大分	2.61	0. 02	61.5	0.3	554	/	901
宮崎	2. 57	0. 10	63. 0	1. 1	541	/	859
鹿児島	2. 53	△0. 01	59.8	△1.8	794	/	1, 327
沖縄	2. 97	0. 11	61. 0	0. 1	658		1, 078